

会 議 名 (審議会等名)		令和 6 年度第 2 回 川西市子ども・若者未来会議	
事 務 局 (担 当 課)		こども政策課	
開 催 日 時		日時 令和 6 年 8 月 27 日 (火) 14～16 時	
開 催 場 所		ハイブリット会議 市役所 7 階大会議室 (Zoom 併用)	
出 席 者	委 員	(会長) 農野会長 (委員) 玉木委員、久保田委員、森友委員、濱添委員、藏原委員、谷部委員、水家委員、藤井委員、 岡委員、丸野委員、高田委員、喜田委員	
	事務局	こども未来部長 岡本 敬子 こども未来部副部長 増田 善則 こども未来部こども政策課長 柳本 一志 こども未来部こども政策課 中村 陵 こども未来部こども政策課 窪田 裕一 こども未来部副部長兼こども若者相談センター所長 木山 道夫 こども未来部若者支援・教育相談担当所長 今井 ひでみ こども未来部こども支援課長 鈴木 学 教育推進部長 中西 哲 教育推進部 理事 (教育保育・インクルーシブ推進担当) 下内 卓夫 入園所相談課長 橋川 貴夫 入園所相談課留守家庭児童育成クラブ担当課長 川本 圭亮 教育保育課 課長補佐 小林 文恵	
傍聴の可否		☒ 可・ ☐ 不可・ ☐ 一部不可	傍聴者数 14 人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第		1. 開会 2. 議事 (1) 報告事項 ①第 3 回 (仮称) こども参加条例検討部会等の報告について ②第 2 期子ども・若者未来計画策定に係る学校を通じた WEB アンケート調査結果について (2) 協議事項 ③第 2 期川西市子ども・若者未来計画 (事務局案) 等について 3. 閉会	

審 議 経 過（要 旨）

1. 開会

（事務局）事務局の挨拶、通信の確認、資料の確認

2. 議事

（事務局）

それでは、議事に入らせていただきます。なお、会場でのご参加の方におかれましては、マイクに近づいて、マイクでのご発言をお願いいたします。オンラインでのご参加の方におかれましても、聞こえにくい等ございましたら、遠慮なくお申し付けください。それでは、ここからの進行は、農野会長をお願いいたします。会長、よろしくお願いします。

（会長）

よろしくお願いいたします。今日は、2件の報告事項と1件の協議事項がございます。特に、第2期の川西市さんの子ども・若者未来計画の事務局案については、しっかりとご意見をいただきたいので、今日は、16時を終了予定時刻としていますが、円滑な会議の進行にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

（報告事項）

① 第3回（仮称）こども参加条例検討部会等の報告について

（会長）

それでは、最初に報告事項の1件目、第3回（仮称）こども参加条例検討部会等の報告について、事務局から説明をよろしくお願いします。

（事務局）

まず資料の確認をさせていただきます。資料1－1が、こども・若者の意見表明に関する支援者アンケートの結果（暫定版）とその参考になっています。これにつきましては、条例策定にあたって、意見が聞かれにくいこども・若者の意見を聴取するために、支援者アンケート実施していますので、その暫定版の結果となります。次の資料1－2の①から③は、こども・若者による部会、大人による条例検討会の下に、こども・若者による調査結果の報告になります。その次の資料1－2の④と⑤は、支援者アンケートのより詳しい結果と分析になります。資料1－2の⑥は、（仮称）こども・若者参加条例条文構成案で、部会で議論している内容については後ほど少し説明させていただきます。次の資料1－3の①と②は、こども・若者による条例検討部会を、分かりやすくまとめたチラシになります。

こども・若者部会で実施したことについての資料です。資料1－3の③は、こども・若者の意見表明に関するアンケート調査結果報告書で、条例を検討する中でアンケートを実施した結果の報告書になります。以上が今回の条例に関する資料になります。（仮称）こども参加条例検討部会に提出させていただいた資料も、今回、参考資料として提出させていただきました。それぞれ重要な資料ですが、時間の関係で、個別の資料の説明は割愛させていただき、これらの資料を基に、今回、部会で今どういう条例を検討しているのか、今の検討状況というのをご説明します。資料1－2の⑥、こども・若者参加条例条文構成案という資料をご覧ください。これが、現在、検討部会で検討している条例の原案となります。あくまで現時点での案でして、ここ

から更に検討を重ねて、修正を加えていくことになりますので、あくまで現時点ということでご理解をお願いします。

この構成案について、お時間の関係もありますので、少しポイントとなる点について簡単に説明させていただきます。まず条例の名称ですが、こども参加条例と当初は表現していたが、この参加条例の対象をどうするのかという議論になり、結論として、若者も含んだ形で対象としていくという結論に至っています。従いまして、条文の名称についても若者という文言を加えて、こども・若者参加条例という形で、今、考えています。このこどもと若者というものの定義か、どういうものを対象としているのかについては、2ページ目のところに定義という形で一般化しています。定義としては、こどもというのが、18歳未満のすべての者、その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者、ということで、若者については、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満のすべての者、という形で一旦定義づけさせていただいてます。したがって、基本的には30歳未満の者を対象にしているが、この30歳未満、若者の定義については、こども大綱にある規定なども参考にして、一旦対象とさせていただいてます。条例の中で、すべてが30歳未満としていいのかという議論もあり、その辺りは、各条文における設定を考えていきたい。定義を決めた後に、4番の基本理念とか、こども・若者の意見表明、その次の参加について規定していく構成を考えています。

その次に、各定義づけをしたものの役割、市の役割とか、保護者の役割、育ち学ぶ施設の役割、それぞれの役割について規定していきます。そののちに、こども・若者施策に対するこども等の意見の反映について規定していき、このような構成を現在考えています。この中で、例えば、ポイントとなる点は、14番のところ、最後のページですが、声を聴かれにくいこども・若者の意見反映の環境整備です。これにつきましては、私のが、資料のところで説明もしたが、今回、意見が聴かれにくいこども・若者の意見を聴取するために、支援者アンケートという形でアンケートを取りました。この辺りについても条文にしっかり規定していきたいので、内容についても少し取り出して、ピックアップした形で規定していくことを、現在、案として考えています。最後、19番のところですが、こどもの権利擁護は、本市の特徴として、子どもの人権オンブズパーソン条例がありますので、この条例についても今回のこども・若者参加条例の中に、こども・若者の権利擁護、救済といった面において規定していくことを、現在考えています。以上が、現時点での条文構成に関する説明になります。あくまで現時点での案です。

今後、修正、変わっていくところがあることはご理解いただいた上で、説明を終わらせていただきます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。こども参加条例の検討部会の皆様方が検討していただいている、そのご報告ということで、事務局から条文構成案についてお示し、ご説明いただきました。委員の皆様方、何かご意見ございますか。会場からいかがですか。今、手を挙げていただいたかと思いますが、よろしくお願いします。

(委員)

今の条文構成案についてのご質問ですが、2ページ目の4番、基本理念にあります意見表明権は、どの程度、いつ、どこでとか、家庭なのか、公なのか、どの程度定義されているのかと思いました。それを踏まえて、次の5番のこども・若者の意見表明というタイトルですが、この中で自分の意見を自由に表明することができる、と書いてあるが、いつ、どこでとか、具体性に欠けるような表記が散見されて、意見表明権という中にその具体性が示されていたりとか、示されていないようだったら、この5番のところで、いつ、どこで表明していいのかというような具体性を持たせた記載する必要があると感じました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。このこどもの意見表明に関しましては、子どもの権利条約の第12条に基づいて日本の国も、子どもに関わる児童福祉法に、書き込まれている内容ですが。特に、これはこども・若者の意見表明というタイトルですが、そのこども・若者の意見表明についてのそもそもの考え方が書かれていて、本当は、子どもあるいは若者の方が意見表明をする機会が保証される必要があるのですが、それに関しては、市の役割であるとか、保護者の役割であるとか、関係者の方々にいろいろと振り分けられているというイメージを持っているが、そういう理解でよろしいですか。事務局、何かコメントございますか。

(事務局)

まさしく会長のおっしゃるとおりで、4番の基本理念は、子どもの権利条約に基づいて、こども・若者の意見表明権があることについて規定しておりまして、それに基づいて今回、こども・若者の意見表明権を具体的に保障していくものについて定めていこうということになり、より具体的なことについては、条文であったり、さらにはもう少し具体的なところについて、条例ではなく、条例の下ガイドライン的なものに、もう少し具体的なものを記載していくことを検討しています。

(会長)

このこども若者の意見表明が来て、そして表明することができ、尊重されるとか、挙がってくるが、いつ、どんな形で表明することができるかがやはり疑問点として、今、委員の中からもご意見いただきましたので、その辺の書きぶりとかも検討していただきたいが、いかがでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

他に委員の方々、何かご質問あるいはご意見ございますか。

(委員)

1点質問があります。資料の最初のところですが、例えば、資料1-1の支援者のアンケート結果という暫定版の3ページのところ、Q6です。言えない、あまり言えていない、という項目で、一番下の、その他が他の件数に比べて非常に多いということで、これは、多分、多岐にわたっての答えがあったのかと、想像されますが、具体的に何か、乳幼児のためとか、障がい児であるためとかなどありますが、顕著に多いので、もう少し幅広い内容だったのか、何かどこかに載っているのですか。あとでここに、その他の項目をいくつか、今、2点載せていますが、4点、5点、10点あるのか、そこが分かるのか分からないのか、その辺がやはり、あまり言えていないという子、かなり重要なポイントのアンケートなので、と思って質問を1点しました。分かる範囲で、あるなら教えてください。

(会長)

ありがとうございます。これは、回答された方は、支援者にアンケートをしている、学校の先生とか、保育士とか、幼稚園の先生、あるいはソーシャルワーカー、心理士が対象です。支援者が回答しているというこ

となのですが、その他、というのが非常に割合としては多いので、ということなのですが、これは何か。

(事務局)

事務局から回答させていただきます。アンケートの1ページ目をご覧いただきたいのですが、資料1-1のページ番号が1となっているページです。そちらに、まず問1で、あなたの所属についてお答えください、という欄があり、円グラフになっています。その3番が、保育所・こども園・幼稚園、これが51件回答いただいております。ここは、主に保育士に答えてもらっていますので、ここの回答が、割とその乳幼児ということで、意見がなかなか受け取りにくいところがあるというところが、このその他の多い割合で回答としては現れるというようにご理解いただけたらと思います。特にその内訳については、資料上は記載がございませんので、今の説明で少しご理解いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(委員)

分かりました。

(会長)

他に何かご意見ございますか。

(委員)

私からは、資料1-2の6、こども・若者参加条例条文構成案で、当初、こども参加条例が、前回の会議を含めて、若者をどう位置づけるのか、捉えていくのかということがあったかと思うが、今回、こども・若者ということで、追加していただけたのはよかったと思っていますが、資料の3番の定義のところ、若者が、18歳以降から30歳未満と捉えられていると思いますが、今回、本委員会の応募にあたって、39歳までの方というところを、我々の若者枠というところで応募されていました。39歳までであったりとか、厚労省であれば、15歳から49歳までの方を若者と位置付けているというところで、冒頭、教育大綱に基づいてということで、30歳未満とされたと思いますが、今回、募集にあたっては39歳までというところで、この条文では30歳未満となった経緯というか、その辺りの、対象がなぜ18歳から30歳未満というところに落とし込んだのか、というところの経緯を聞かせていただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。コメントございますか。

(事務局)

事務局です。若者の定義のところのご質問ですが、実際、このこどもと若者を定義するにあたっては、部会でも様々な議論がありました。その中で18歳以降から30歳未満という形に一旦は決めさせていただいているのですが、この理由としては、こども大綱から引用しているというところが主な理由になっています。ただ、30歳未満で一律に切ってしまうわけではなくて、岡委員がおっしゃるように、確かに39歳未満という分け方もしております。例えば、現行の子ども・若者未来計画は、対象は39歳未満という形で規定しております。

すので、そういう考え方もあると認識しています。この 39 歳未満というところですが、こども・若者という表現の中にも様々な立場の方がいて、困難を抱えるような方については、39 歳未満までを対象とするような考え方もありますので、部会の方でも一部議論や意見がありまして、今回、資料 1－2 の部分では、14 番のところで、声を聴かれにくいこども・若者の意見反映の環境整備ということで、ここのところについては、少し年齢を区切らないで、全てのこども・若者から意見反映をいただける規定にするということも、現在、検討しているところですので、岡委員のおっしゃるようなことについても検討を重ねていきたいと思っております。以上です。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

より多くの人に、より多くの世代に意見してもらえることがいいことだと思います。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。ぜひ今、出ているいろいろなご意見について、部会でも反映していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。あとは何かございますか。よろしいでしょうか。

② 第 2 期子ども・若者未来計画策定に係る学校を通じた WEB アンケート調査結果について

(会長)

第 2 期子ども・若者未来計画策定に係る学校を通じた WEB アンケートの調査結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 2、WEB 調査結果報告書です。この WEB 調査アンケートですが、前回の未来会議の際に、少し設問等を提案させていただきまして、いろいろとご意見をいただいたところです。それを受けまして、7 月に各学校に依頼しまして、WEB でのアンケート調査を実施したところです。その結果の資料になります。資料 2 の 1 ページ。調査の概要ということで、調査対象は、小学校 5 年生・中学校 2 年生・高校 2 年生・特別支援学校の全員を調査対象として実施しました。期間については、7 月 3 日から 7 月 26 日、概ねこの期間で調査を行っております。回答の属性については、記載のとおりです。中学 2 年生の回答率、回答が一番多いということになっています。次のページからが、アンケートの結果と集計になります。集計方法としましては、選択式のものはグラフとしてお示ししており、自由記述については、ツールを用いて、主な意見をまとめています。機械的な抽出にはなるが主な意見のまとめと、その下のワードクラウドという形で、要は自由記述の中でどういう語が多く使われたかというのを、これも機械的にはなるが、抽出するという集計方法を取らせていただいています。この方式で一旦抽出したものの結果の報告を、以下、資料の 2 ページから、各設問において集計したものを資料として提示しております。内容につきましては、ご覧のとおりですが、主に設問としまし

て、2ページから7ページまでについては、設問内容としては、住みやすさとか、大人になっても住み続けたいか、また、戻ってきたくなる川西市とは何ですかという、住みやすさに関する設問と回答の集計となっています。住みやすさに関しては、概ね良好な結果が出ているところです。住みやすいというところ、すみやすいが一番大きく出ていたり、自然が豊かななどといった形で集計されているところです。次の8ページと9ページについては、意見表明に関する設問です。ここについては、9ページのところで主な意見として、怒らないでほしい、否定しないでほしい、決めつけないでほしい、といったような意見が出ています。次に10ページ、11ページで、川西市と一緒に実現したいことや、どうすれば川西市のこどもが笑顔になるというような設問です。主な意見として11ページのところで、子ども向けの施設やイベント、あるいは、子どもが遊べる場所を作るなどの意見が出ているところです。最後12ページが自由意見になります。

全体として、単純な集計、機械的な集計のアンケート結果にはなりますが、この結果につきましても、今後の計画策定等に参考にさせていただければと考えていますので、よろしくお願いします。以上です。

(会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。若い子どもや若者の考えているいろいろなことが反映されているかと思うが、何かご質問とかご意見ございますか。回答構成としては、中学校2年生の子が半数ぐらいになっていて、中学生の子たちがいろいろなことを言っているのかなと思うのですが、いかがでしょうか。会場からですね。

(委員)

次の協議にも関わると思いますが、計画に対して、いわゆる調査というか、先ほどの調査もあったが、どう落とし込むかというのがとても大切です。具体的に率直な意見がたくさんあるわけです。子どもたちの率直な意見、住みやすいだけではなくて、本当にバスとか様々なワードがあって、そのすべてを落とし込むことは無理ですが、ただ、こういう意見を取り入れてもらえるような内容とか、あるいは、考えてもらっているというようなことを分かるような計画であれば、具体的に例えば、新しいショッピングモールが欲しいと言って、それに対して、作ります、ということではなくて、もちろんできたら、その意見を出したこどもはうれしいかなとは思いますが、すべては難しいとは思っているので、率直な意見をどれだけ取り入れて計画の中に落とし込めるか、あるいは、見えるかということです。こんなことを言っていたのが、こういうふうになってきたなというのが分かるようなことが、分かりやすく展開されればいいかな、というのを率直に思いました。

ですので、せっかく子どもたちの意見を、あるいは、参加してもらいながら意見を聞こうということをしていて、そしてそれを取り入れようとしているが、結果的には100%でなくても、そのような思いをコミットしたものが分かるような形で、分かりやすくひらがなであったり、あるいは、ふりがなだったり、そういうことも含めた構成で、内容が、皆さんの意見を少しは取り入れられているようなことが分かるようなことがあればいいと思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。資料を見ますと10ページに、あなたは、どのようなことを川西市と一緒に実現したいですか、という設問に対して、北部地域の活性化、と書いてある。すごいではないですか、高校生ですか。北部地域の活性と、問題意識をものすごく持っている。こういう子がいるのですから、川西市として、どうですか。こういう子を今からリクルートされたら。あと、子持ち家庭に手厚い支援とか、7ページに出きますので、なかなか子どもの意見も鋭いなと。

では、手厚い支援とは、どんな支援でしょう、というのをもう少し突っ込んで考えてもらおうとか。これは簡単に聞こうかなと思うのですが、テキストマイニングが今、流行していて、こういう手法で言葉を分析したりするのですが、一般の方々にこれだけポンと出しても分かるかなという気がするのですが、いかがでしょうか何かいい案ありますか。今、本当によく流行しているので、こういう分析の仕方。

(委員)

比較的に捉えるという意味で、KHCoder とか、他のものもあると思いますが、このまま出すということは、今のところ仕方ないのではないかなと思います。ただ、こういうのが出てきているという説明が、ここの3ページのところに、ワードクラウドということの説明をしていますので、ただの棒グラフよりはまだ親しみやすいのではないかと、ただ、見せ方については少し工夫があってもいいかなと、例えば、もう少し大きくするとか、文字の大きさはどういう意味があるのかとか、そういうのを少し補足していただけると、見やすくなるのではないかなと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他に、先生方、いかがでしょうか。ご質問とかございませんか。会場の方、どなたかおられますか。大丈夫でしょうか。何かご意見、ご質問いかがでしょう。

(委員)

僕もあまりこういうワードクラウドを見たことなかったもので、興味深く見ていました。ただ、13 ページの、あなたが、自分の思いを大人に伝えるときに、何かこうしてほしいと思うことは何ですか、というので、こうしてほしいという質問なので、ほしいという言葉が真ん中に来るのは当たり前と思いながら見ていて、何々してほしい、という意見になるので、ほしいが真ん中にあっても当たり前かなと読んでいました。僕はあまり見たことがないワードクラウドだったので、興味深く見ていました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。また、こういう意見を参考にさせていただいて、いろいろと考えていただけたらと思うのですが、今回は、特別支援学校2件ということで少なめですが、ぜひいろいろなご意見を想定しながら進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(2) 協議事項

③第2期川西市子ども・若者未来計画（事務局案）等について

(会長)

第2期の川西市の子ども・若者未来計画の事務局案について、様々な観点からご意見をいただきたいと思っています。今日のメインですが、そちらに移らせていただきますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局です。では、計画の協議をお願いしたいと思いますが、今回、資料3-1として、計画の第3章から第5章までを今回の協議事項とさせていただきます。各章ごとにご説明させていただきます。皆様

から協議いただくという形でよろしいでしょうか。

(会長)

よろしいでしょうか。お願いします。

(事務局)

では、まず第3章についてご説明させていただきます。ページとしては76ページという形で出ているのですが、第3章につきましては、現在の未来会議におきまして、一旦提出をさせていただきまして、いろいろとご意見を頂戴したところです。その後、事務局内部におきまして案を掲げまして、第3章の基本理念と基本目標に関しまして、改めて今回、再度提出という形でしております。前回の会議で委員の皆様からいただいたご意見につきまして、修正している部分というのはもちろんありますが、それとは関係なく、事務局としての考えで修正している点もございます。

事務局の考えで修正した内容ですが、全般として、現在の子ども・若者未来計画、現行計画の内容、基本理念とか、基本目標について、それを活かしていくと、それをベースにするという観点で改めて考え直したところがございます。例えば、ベースとなります基本理念のところですが、今回につきましては、すべてのこどもたちに最良のスタートを、という文言になっております。下のサブタイトルのような部分は、前回提案した文言と少し似ている内容ですが、上については、前回は提出しなかった文言になります。この部分については、現行の基本理念がベースになっています。若干、文言は違うのですが、基本的には同じような表現ということになります。また、その下、基本目標に関しましても、例えば、1番、親と子のいのちと健康を守る、というところですが、これにつきましては、前回の提出からは全然違う文章になっておりまして、現行の基本目標1をそのまま踏襲という形になっています。そういう形で、3章につきましては、改めて提出という形です。

理由としては、現計画との継続性を少し強調するという形、そういう考えを基に現在の子ども・若者未来計画の文言に修正を加えておりますので、大変申し訳ないのですが、第3章の内容について、改めてご協議いただければなと思っております。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。第3章のところは、計画の基本的な考え方について、見直し、変更を図ったところ、そういうご説明をいただきましたが、委員の先生方、このところについて何かご意見ございますか。いかがでしょうか。

(委員)

基本目標のところまで大丈夫ですね。現行の計画と見比べまして、基本理念の考え方の中で、3段落目ですが、現行では関係者が連携協力だったのが、社会のすべての主体が、と変えておられるところ、すごくいいと思いました。すごく時流として大事ななことかと思いましたので、しっかり意識化していけるような計画に落とし込んでいただけるといいのかということを感じております。そして、それに伴いまして、基本目標1、親と子のいのちと健康を守る、というところで、これもまたブラッシュアップされている、現行よりも、というところがいいと思うが、せっかくなので、計画を拝見しますと、こども・若者相談センターと、保健センターと、予防歯科センターが一緒になって進みましょう、という項目が、いくつか見受けられまして、そこら辺を目標に入れるのかどうか分からないのですが、すごく大切なことかと思うのです。もし入れられ

るのであれば、1番のところの目標の中に、そういう母子保健の領域と、児童福祉の領域の連携をさらに強化していくことも、文言が入って意識化されるというのも、次のステップとしてご検討いただけるといいのかなと思いますが、お考えもあるかと思いますが現場の感想としてはそういうところを思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。今、国で、それぞれの自治体の子どもや母子保健、保健に関するそういう相談を、ワンストップのような形で取りまとめて進めていくという、そういう構想があったかと思うが、こども家庭センターでしたか、名称忘れてしまいましたが、今、話してくださった話は、そこにも関わってくるのかという気がするが、ぜひそういう母子保健あるいは児童福祉の連携強化というあたり、明確になにか進めていく必要があるのではないかという、そういうご意見だったかと思います。他、何かございますか。

(委員)

言葉のところですが、こどもたち、というところと、こども、というところが出ておりまして、何か使い分けをされているのかというご質問なのですが、例えば、76ページの基本目標2、こどもたちを社会全体で、というところの出だしは、こどもたちを社会全体で育むため、と記載されているが、最後の一文、みんなでこどもの育ちと子育てを応援します、ということで、同じところでも、たちが、付いている付いていないが出てきているので、使い分けとかがあれば教えてほしいと思いました。

(会長)

ありがとうございます。これは、タイトルで、こどもたちを社会全体で健やかに育む、ということですが、ここは、こどもたち、というのは、何かそういうグループを想定してということですか。

(事務局)

事務局ですが、ご指摘のところですが、明確に使い分けを行っているわけではなくて、少し曖昧な表現になっているところもあるかと思いますので、この部分だけではないかもしれないですが、こども、あるいは、こどもたち、という表現については、改めて計画全体について見直していきたいと思います。

(会長)

お願いします。よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

あとはいかがでしょうか。、お願いします。

(委員)

今回の見直しで、資料3-2にありますように、表現で、第1回の会議のときも確かに出た、第一義的責任、というのは何だという話、また、私も提案した、若者無業者、とは何だ、というところです。ここが今回の回答でこういうふうに言葉を変えられて、大分、改正されたので、その点は、私はよく見ていただいたと

いうふうに思っております。その感想だけです。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。お願いします。

(委員)

すみません、今更ですが、この親とこどものいのちと健康を守る、ということなのですが、例えば、虐待という事であれば、原則、川西のこども家庭センターと言って、県のところに通告したりするのですが、そことの連携というのは取れているのですか。虐待であれば児童相談所、いわゆるこども家庭センターに、我々は医療者でもし虐待を疑う方がいれば通告するようになっているのです。いのちを守ると書かれているのですが、そういった事例というのは、結構、県の家庭センターに話がもっていかれているかもしれないのですが、川西市の事例では、すみわけとか、連携とかどうなっているのかということとはあまり書かれていないので、ちょっと教えてもらえればと思います。

(事務局)

事務局からお答えします。虐待対応については、県のみで行っているわけではなく、市でもこども・若者相談センターで、虐待等がありましたら、そちらにももちろん通告は上がってまいります。その上で、こども・若者相談センターで、対応などを行う中で、やはり困難案件とかがあった場合につきましては、児相と連携をしながら進めていくという形になっておりますので、そこら辺のすみわけというのは、やはり結構、困難ケースかどうかというところで、189とかで幅広く虐待案件があった場合で、児相に通告があった場合でも、このことについては、市から、また調査をしてくれ、という依頼が入って、そこで連携して進めていくということが実際行われておりますので、しっかり連携は取っております。以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

いかがでしょうか。会場で、お願いします。

(委員)

基本目標全体をざっと見たときに、こどもを中心にしてとか、子どもが主体となって、という言葉が入っていますので、子どもというのを一人の大切な人格者として大切にしていきたいと思いますというニュアンスは分かります。

ただ、この基本目標5番、こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する、というところだけは、なぜかもう完全に支援を受ける側になってしまっています。障がいがあっても、その本人が自分の思いというのを必ず伝えられるようなサポートが必要だということをしながら、中心にあると、主役であるということを、ここをやはり強調するべきなのかと感じています。

もう一つは、同じ5番の中に、ひきこもりや不登校など生きづらさを抱えるこども・若者、と書いているが、ひきこもりや不登校は生きづらさであろうというのは、大人が勝手に決めているだけであって、ひきこもりや、例えば、不登校に至る経緯が必ずあって、その本人は、今、ひきこもっていること、不登校の状態にあることで自分を守っているのかもしれないので、そこを生きづらさと勝手に決めてしまうのは、福祉的に、それを決めつけてしまうというのは、最初の段階からは乱暴かなと感じました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。そういうひきこもっている、不登校である、そういう状態像というのは、本当にいろいろなトーンの不登校があり、ひきこもりがあり、必ずしもそれが生きづらさとイコールでもない、むしろそういう積極的な選択で、自分であるための、自分を守るための一つの対処方法であると、何かそういう、何タイコール何々という決めつけではなくて、もう少しいろいろな表現なり、観点で捉えることができたらということですが。

何か、今、ずいぶん学校の教育現場の方々も不登校に対する考え方が若干変わってきているという印象もあるが、学校の先生がストンと、学校に来ることだけが教育でもないと言われたりして、そうですかと思ったりしたこともあるのですが、だから、今、学校に通いづらいというか、通わない、通えない、何かいろいろ困った子たちがいて、そういう子たちを受け止めるにはどうすればいいか、そういう子たちが学べる場をどのように作ったらいいか、そういうことが模索され始めている時代だと思うのです。そういう辺りのニュアンスをどのように持ってくるかということなのですが、何かいい案ないですか。いかがでしょうか。今、項目の5番、支援される側というニュアンスが、非常にこの5番目の項目では強いとご指摘いただいたのですが、確かに語尾だけ考えると、守る、育む、提供する、支援する、支援する、保障する、という形になっていて、基本的にはこどもが主体、こどもが真ん中という、そういうものがストンと、この6つの項目の中で柱として通っていないといけないのですが、そういう観点がそれぞれに盛り込まれているか、こどもを主体としてまず捉え、尊重するというのが、この6つの項目の中にすべて感じ取れる文章になっているかどうかということと思うのですが、いかがでしょうか。何かご意見ございませんか。会場からどなたか。

(委員)

3番ですが、こどもが主体となる教育保育を提供する、となっているが、この中で、質の高い教育保育環境を提供しますという話の中のその下が、待機児童ゼロという話ですが、待機児童ゼロ、学童が教育の質の高い環境を保障しているかどうかと、ゼロはそれにより質が上がっているかというのはまた別かなと思っていますし、また子どもたちも別に学童に入りたくて入っているわけではないかもしれない。親御さんが働くためにとか、いろいろな理由で学童を使ってるので、主体という話ではないのかなと個人的には思っていて、だから、質の高いというのは、要は留守家庭とか、保育の中でこんなことができるようになるよ、みたいながあるので、待機児童ゼロとここがリンクするのかなというのが少し疑問に思うのですが、それは僕だけなのか。

(会長)

委員の先生方いかがですか。こどもが主体となる教育保育を提供しますというタイトルなのですが、こどもが主体となる教育保育、質の高い教育保育を提供すると、保育教育環境を提供しますということなのですが、それがこどもが主体となるとどうなのだろうかということと思うのですが、先生方、いかがですか。お願いします。

(委員)

私もこちょっと気になっていまして、質の高いというのが、何をもってこの質の高い教育保育環境とするのかが、あまりイメージできません。どうなっていくのかがちょっとイメージできないなと思っていて、待機児童ゼロというのが、イコール質が高いというのは、私もそこでイコールではないだろうなと思うので、こうしたらいいのかみたいなのところまで、今思いついてはないのですが、質の高い保育の定義みたいなものが、川西市としてどういうふうに考えているかが、もう少し具体的に書かれるともう少しイメージが付くと思いました。すみません、感想になるのですが。以上です。

(会長)

ありがとうございます。だから、ここで教育保育とスポンと出てくるのですが、やはりまだまだ教育というものがボンと出てきたら、これは義務教育も含まれるのかと思いましたが、下のところを読んでみると、これは就学前の教育保育とわかりました。0歳や幼児、そういう就学前の子どもたちが豊かな学びができるような環境を整えます、と仮にそう言い換えた場合に、それが待機児童ゼロであるとか、入所保留児童の解消とか、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消とは、ちょっとニュアンスが変わるのではないかということです。でも、保育所の待機児童ゼロであるとか、入所保留児童の減少だとか、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消は、これは国がやれという命令の下ですから。なかなかつらいところだとは思いますが、趣旨としては、こどもが主体となる教育保育を提供するということなので、就学前の子どもの教育、保育の環境を豊かなものにしましょう、という趣旨だと思うのですが、その辺をどう書き込むか、待機児童等の解消をどのように位置づけるかということだと思います。

(委員)

すごい資料を送っていただき、なかなか全てに目を通すことができなく、的確な質問や意見はできなかったのですが、やはりいろいろケースを考えて設問されて、その答えが出てきて、いろいろな工夫をされて、これが導かれたのだということを感じました。実際この文章なのですが、本当にとってもいいことが書いてあるのですが、1番、親と子のいのちと健康を守る、というところで、私は主任児童委員をさせていただいております、地域の子どもたちをもちろん見守っているのですが、その中でつい最近も、不登校、ひきこもりと言われる子どもが、やはり家庭で荒れていたりという状況が、本当に目の当たりにしていて、誰も手が出せず、結局は警察に通報せざるを得ないというふうな事態が、再三、起きているのです。

でも、結局は、もうどのように私たちが手助けして、どうしていったいいのか、周りの大人たちも、民生委員も、自治会の方たちも、なかなかよい手立てがないという状況で、本当にどうしていいか迷って困っている状況なのです。だから、そういう実際の子どもたちをどうしていいか、何かできる手立てがあればうれしいと思って話を聞いておりました。

(会長)

ぜひ、地域の中のいろいろな方々が、親御さんや子どもが煮詰まってしまうないように、なるべく予防的につながる、他の人とつながりながらやりくりしていければいいと思いますので、民生委員、児童委員、ぜひ頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。この基本目標あるいは理念に関して、ご意見。お願いします。

(委員)

すでに意見が出ているところと重なる点も含めて二つあるのですが、まず三つ目の、やはりこどもが主体となる教育保育とは何だろうというのが、すごく分かりづらいです。こどもの最善の利益を考えた、とかなら分かるのですが、何かもう少し表現の工夫がいるのではないかと思います。もし保護者の立場で見たときに、私の都合で預けているのにと考えた場合には、すでにこどもが主体ではないので、私自身も経験ありますが、そうなる前にちょっとそこは考えたほうがいいのではないかと思いますというのが一つと、

二つ目が、6番目にこども・若者の権利の話が来ているのですが、新しくできる条例との関係性をどう書くのかということと、あと、こども基本法を引用されているところはいくつかあるのですが、その中でやはりこどもの権利です。特に参加とか意見表明というは大前提になっているので、それを考えたときに、これが6番目に来ているのかどうかということも少し気になったので、これが二つ目の意見です。特に提案とかできなくて申し訳ないのですが、以上です。

(会長)

ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりですね。最後にくっつけていいのかという。ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

(委員)

基本目標2のところで、私も皆様の意見聞いていて同じだなと思っていて、こどもたちを社会全体で健やかに育む、という表現すごく好きだと思ったのですが、この目標の中で、本当に地域とか社会とかが伴走型支援で寄り添って子どもたちと一緒に育てていこうというところが、すごく入っていて分かりやすいとは思いますが、この目標のところで、いろいろ、27項目、もっとですかね、多種多様な項目が、いろいろな団体であったりとか、体験型の事業とかであったりとか、いろいろな支援の仕方とか、いろいろなことが書いてありますが、社会全体というところで、川西市として最終的にこの目標をどうしたいのかというところが、いまいちちょっとつかめてない、本当に子ども、子育ての事業であったりとか、他にもいろいろなイベントごとに関する取組とか、あと、本当に、見ていたら、トライやる・ウィークとか、あと、里山の体験学習とか、いろいろな本当に多種多様な、我々のときだったらこんなことなかったというぐらいのいろいろな取組がされているのですが、この目標を通して最終的に本市として、どういうふうなものをもって社会全体に健やかに育むと言うのかというところが、ちょっといまいち私の中ではつかめていません。

最近、川西市で、部活動の地域移行など、いろいろ言っているとは思いますが、やはりその環境というのが十分なのかというところ、それを受け入れられるだけの環境があるのかというところが、すごく私も思うところで、私も学童の案件の仕事もさせていただいているのですが、この辺の改善とかというところも非常に重要だとは思いますが、やはり地域と一緒に子どもたちが育っていくというところで、地域との関わりが本当に見込んでいるのかというところもあると思いますので、やはり川西市として、今回この目標2を通してどうなっていきたいのかということがあれば、ちょっと抽象的ですが、お聞きできればと思います。

(会長)

ありがとうございます。今のご意見をお伺いして、こどもたちという表現ですが、後のところの項目が全部、こどもなのですが、これはもしかすると、私、今思ったのですが、こどもは、仲間の中でも大きく育ちます。こどもたちの中で。そういうこどもたちの中で育つということが、若干しんどかったり、そういうこどもたちも散見され始めているが、そのこどもたちが、自分がどこかに所属する仲間たちの中で育つとい

うのは、とても大事な育ちの要素ではないかと思うので、こどもたちを育んでいくという視点は、やはりどこかで残しておかなければいけないのではないかという気がしたのです。だから、健常のこどもであったり、障がいを持っているこども、あるいは外国籍のこどもであったり、いろいろな仲間集団が、今後、社会の中でどんどん仲間としてお互い育ち合う機会であるとか、仕組みであるとか、そういうものを、本当に地域の中でもいろいろ苦勞をして、ボランティアの方がしていただいているところもありますが、そういう仕組みは本当に大事と思うのが、それをどのように書き込むか、どこで書き込むか、ということなのですが。いかがでしょうか。

(会長)

何かご意見ございますか。

(委員)

先ほどのところに半分戻ったところでもあるのですが、こども主体の教育保育、という表現です。前回のときも少し違う表現だったし、現計画書でも違う表現なので、やや無理があるのかと、ここでこども主体を、無理にここで使わなくてもと思いました。他方で、ここに待機児童ゼロというのがあるのは、もちろん待機児童というのは、保護者の労働の都合というのが一番なのですが、他方で、自治体として保育をこどもを預かれる状態にしておくというのは、非常に重要ではあると思うのです。質の高いものを用意しておく。それを実際に使うかどうかは別として、来たら非常に質の高い保育ができますという形にしておくのは重要だと思うので、逆に、保護者が無理に働かない、家にいる状態がおそらく、例えば、やはりお金が大変にかもしれませんので、やはりそれは準備しておく必要があるのかと。だから、こども主体という言い方ではなければ、別に質の高い教育保育提供するというのはここにあっても全然おかしくないと思いました。ちょっと話を戻してしまって申し訳ありませんが。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

ご意見言ってもいいですか。

(会長)

よろしくお願いします。

(委員)

1点あります。私は、民間の保育所にいるので、先ほど話の中で、また修正がかかるかなと思いますが、3番のところ、こどもが主体云々のところの項目ですが、2行目のところで1点だけです。質の高い保育とか、あるいは主体的なところもあるのですが、施設云々は関係なく、いわゆる就学前の教育のこととか、あるいは、これは民間とか公立関係なしにした文言が必要ではないかという1点をお伝えします。ここは、今、いろいろご意見がたくさん出ましたので、ここがどう修正されるかということを、そのことも含めて再検討していただければと思いました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。第4章に移らせていただけてよろしいです。事務局、ご説明をお願いします。

(事務局)

第4章のところ、ページとしては79ページからのところです。第4章につきましては、今回初めての提示となります。内容としては、各施策の展開ということで、子ども・若者未来計画に関する支援施策を掲載するページとなります。まず初めに、80ページから重点施策を記載しています。重点施策の記載につきましては、現行の子ども・若者未来計画にも掲載していたものですが、現行の計画については少し並び方が分かりにくい、構成が基本目標と連動していないというようなところがありましたので、今回は各基本目標ごとに重点施策を記載するというような構成としております。従いまして、基本目標1、親と子のいのちと健康を守る、というところから順番に6番の基本目標まで重点施策を掲載するという構成としております。

重点施策については、どういう観点からピックアップしたかというところですが、基本的には新規事業をメインにピックアップしています。従いまして、来年度以降から新たにスタートする全くの新規事業と、全くの新規ではないが、ここ数年でスタートしました比較的新しい事業で、各所管で比較的力量を入れているという観点から重点施策という形で掲載をさせていただきたいという形で載せています。全くの新規の事業については、新規という文言を記載していますので、それが新規事業と言う形になります。例えば、基本目標2、こどもたちを社会全体で健やかに育むの、要項2、安心して過ごせる場の確保と遊びや学び、体験活動の充実の、②こどもの多様な体験や学びの機会の充実のところの、一つ目、学校等を活用したこどもの居場所づくりについては新規ということで書いてありますので、これが来年度以降、取り組んで行くという形の施策になります。同様に、3番の、こどもが主体となる教育保育を提供する、という項目についても、こども誰でも通園制度の運用、が今後の新規に取り組んで行く事業となります。そういう観点から重点施策というのは、各基本目標ごとにピックアップしたものになります。83ページからそれぞれの基本目標ごとに施策を掲載しています。83ページ以降ずっと113ページまで長い記載になります。本計画に関わる施策というのは非常に多岐にわたりますので、これだけの分量になってしまいまして、それぞれ担当所管というのも複数にわたりますので、この場において全ての施策というのをご説明することはできないのですが、全体としてこういう施策体系というものをご確認いただければと思っております。

(会長)

ご説明は以上でしょうか。

(事務局)

はい、以上です。

(会長)

各施策の展開に関しては、かなり細かい資料ですが、それぞれの章立てに従っていろいろなメニューがずらっと出ているのですが、その中で重要施策については、新規事業であるとか、比較的新しいスタートで始まった事業を中心にピックアップして掲げているのですが、ここに関して、ぜひご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

先ほど感想を言わせていただいたときに、ちょっと勘違いして、先ほど第4章先取りしたことを言ってしまったと思うのですが、事務局に質問です。先ほど説明にありましたように基本目標2の新規事業のところ説明をされていて、新規の学校等を活用したこどもの居場所づくりということで、ちょっと個別的な質問で申し訳ないのですが、これは学童クラブとかとはまた違った、そういう放課後の居場所づくりというところなのかなと。どういったものを展開していくのかな、想定されているのかというところ、現状で分かる範囲でいいので、教えていただければと思います。

(会長)

事務局、コメントございますか。

(事務局)

事務局です。学校等を活用したこどもの居場所づくりの新規の事業ですが、学校施設を活用して放課後の安全安心な活動場所を提供して、大人は見守りを行っている、そういう居場所づくりを行うということなので、学童とは違う形のものとして考えている部分でございます。

(委員)

ありがとうございます。居場所づくりといういろいろな、ちょっと抽象的と言いますか、クラブ活動ともまた違った、どういった、大体対象年齢がどれぐらいを、小学校の低学年とか中学年とか高学年とか、全体を意図しているものなのかとか、具体的にどういったどれぐらいの規模感で実施されるのかな、新規というところで目玉的な取組だとは思いますが、どういった内容なのかというのも言っていただければと思います。

(会長)

私が多分これではないかと思う推測の話なのですが、元々学校を拠点としたこどもの居場所づくりというのは、留守家庭児童対策という形で、放課後、保護者が帰ってこない子どもたちを学校の空き教室か何かで預かっていた。そういうメニューがあって、のちに平成の初めぐらいだったと思いますが、文科省が子どもセンターをやり始めた。それは何かというと、学校の空き教室を使って、放課後、子どもたちが学べるような、学校の学び以外にいろいろなことを学べるような場所を作ろうという形で文科省がやり出した。確か、オリンピックの何とかセンター、代々木ですかね、何かそういうところも確か関わっていたと思うのです。文科省が当初やり始めたのは、インターネットを通じて有名な人がリアルタイムで教室にいる子どもたちに語り掛ける、オリンピックの選手とかです。何かそういうふうなメニューを文科省が始めたのです。その流れで、そういう子どもの多様な体験や学びの機会の充実をどんどんと学校でやろう、という形になって、やがて留守児童対策と文科省が構想していた子どもセンターというものが同じような形で、厚生労働所と文科省が連携を図りながら、かたや学び、体験にウエイトを置くような取組を学校でどんどんと始めていった、といういきさつがあったような気がするのですが、私の推測です。多分、ここでは、そういう流れの中で生まれてきたものなのかと思うのですが。いかがですかね。

(事務局)

少し学童となかなか区別が難しいような形ではあるのですが、学童だったらある程度、基準とかいろいろ

ある中で、保育というもちろん要素がございます。ただ、今回というのは、あくまで学校の施設を活用して、放課後の児童が、就労しているお母様、お父様の児童だけでなく、普通、そういう状況にない児童も含めて、学校の教室、体育館とか、ああいうところを活動場所として遊ぶとか、学習していただく、そういう児童が自由にそういう活動していただく場所を提供するという場所づくりという表現をさせていただいておりますので、学童みたいに預かって保育をするような場ではないというものでございます。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。だから、そういうもしかしたらこれは、私も中身まであれなのですが、地域のいろいろな方のお力添えを借りながら、子どもたちが学校で放課後いろいろな経験をすることも、確か何かどこかで想定されていたのではないかと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

非常にわかりやすく解説していただいております。本当に地域との連携とか、学童に来ている子どもだけではなくて、多種多様なすべての子どもたちを受け入れるような、そういうイメージを持ったので、すごくインクルーシブな居場所になればいいのかと、すごく期待感があるというか、いい居場所づくりになっていったらいいかと思いました。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

(委員)

それぞれの項目に取組の内容、実施内容を細かく記載いただいているので、非常に具体性があって読みやすいというのが印象でした。ありがとうございます。ただ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援というところで、しっかりとつながっていきましようという縦の軸はとてもよく見えますし、他の項目においても、乳幼児期、学童期、思春期にわたってずっと切れ目のない支援の仕方を、担当所管課が一つの事業を通じて支えていきましよう、というその縦のラインはとてもよく分かるのですが、いわゆる横のラインです。ここの部署と、ここの部署と、この施設というのが、同じ世帯の複数の課題に対して情報を共有して、言えば寄ってたかって何とか支えていこう、というようなその横のつながりが、まだここでは見えてこないのです。ここがきっと複合多問題の世帯で育つ子どもたちにとっては肝になるのかなと思っております。ここがもしも何かビジョンとかがおありでしたら、今、お聞かせいただけたら嬉しいなと思っています。

(会長)

事務局、コメントございますか。

(事務局)

事務局からお答えさせていただきます。こども若者相談センター自体も本当に重層的な部分の相談支援体制に参加させていただいて、市役所の中でもいろいろなところと、もちろん市役所以外の部分も、社協、そして関係団体と、やはり縦だけではなかなか解決できない、縦割りでは解決できない部分もちょっとずつ、自分たちの領域から少し超えるような意識を持ちながら広げていこうということを、地域福祉課が中心としてやっている事業ではありますが、こちらで連携をしっかりさせていただいておりますので、今後もそのよ

うな展開をしっかりと、ご家庭のところについても、子ども、若者の部分についてもさせていただきたいと思っております。以上です。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

よろしいでしょうか。地域福祉ですが、その地域をベースとして福祉、私たちの幸せを考えるときに、やはり問題が深刻化する前の予防的な対処をしていくということが大事になってきますし、そこでいろいろな方がつないでいく、縦であろうと、横であろうとつないでいく人が必要ですので、ぜひそういう方々の仕組みを、母子保健や児童福祉の連携強化の中で進めていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。あとは、いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

ありがとうございます。1点、80ページの第2章、こどもたちを社会全体で健やかに育むの(2)の中で、細かい部分にはなるのですが、市内中学校における部活動の社会移行という施策が、機会の充実というところに入っているのが気になっています。この部活動の社会移行というのは、先生方の働き方改革の一環であるという認識を持っていて、それが機会の充実に向いているかということ、そうではないのではないかなという意見も聞いているのも承知しているところで、この市内の部活動についての少し説明をいただけると、これが充実につながっているのかどうかというところが、少しご意見をいただきたいなと思いました。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。部活動の社会移行につきましては、教員の働き方改革という観点ではなくて、あくまでもこれまで部活動が教育活動の一環ではあったのですが、今後はその教員が部活動として見ることはできなくなるような状況が生まれますので、それも社会全体で子どもたちの活動を見ていこうというところで、部活動の社会移行、地域クラブへの移行と考えております。なので、子どもたちが、地域クラブになって今まで部活動としてあった競技だけではなくて、例えば、まずなかったようなダンスだとか、あるいは調理クラブだとか、多種多様なクラブ活動を地域の方にもお願いをしながら、社会全体で見ていこうではないか、子どもたちが自分の意思で選択できるような。地域クラブを増やしていこうではないかというところで、今、行っていますので、もちろん教員の働き方についても、全く関係ないことはないが、あくまでも子どもを中心において、子どもたちが自分で選択できる、そういった地域クラブという形で、今のところしています。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

4番と5番についてですが、まず一つ、こども・若者の健やかな成長と自立を支援する、と5番のところ、困難を有するですが、実は、今、現状としては、公設ではなく民間の学童であったり、民間の保育、そして障がいの子だったら放課後デイサービスとか、民間が入ってきています。これは実は、民間営利法人という法人団体が多いのですが、子どもたちの支援をして本気で考えているのですが、体育館が借りられないとか、公民館が借りられない、全部営利法人だからだめという理由で、一概にはねのけられたりとか、なかなかそういうことさせていただけない。別に僕が代表で言っているわけではないのですが、せっかく川西市オリジナルで行くのであれば、日本全体、阪神間でそんなことなかなかできないが、そこに関しては何か一定のルールがあれば使えるようにしたりして、学びの保障であったり、子どもたちの機会、主体で、体育館が使いたい、と言われたときに、いや、うちは営利法人だから行けないとか、それはおかしい話で、そういうのを平等にやれたらいい。特に公設とのすみわけ、学童だったら、何で公立学童は使えて、民間はできないのかとかは、これからも出てくる課題だと思いますので、その辺りはどこかに盛り込んでいただけるととても助かると思うので、意見させていただきました。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。お願いします。

(委員)

全体的なところで一つですが、このままでもよいので、無理に取り入れなくてもいいが、自治体によっては、結構、数値目標は入れているところもあるのです。本当に多くで、興味のある方は読むのですが、そうではない方は、結構、何か全部いっぱいあるなという感じで、読み飛ばしているところもあると思うのですが、自治体によっては、全部が数字には向いていないのですが、明らかに多ければいいとか、少なければいいというものは、数値目標なんかも入れておくと、メリハリがつくかと思いました。ご検討いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。先ほど申し上げようかと思ったのですが、子どもたちの意見の中にも、部活を無くさないでほしいとか、子どもたちが地域の中で行う体験を、やはりいろいろ声を聞きながら進めていけたらいいと思いました。いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

83ページの計画のところでちょっとお尋ねと意見になりますが、83ページの8のところに、妊婦・子育て家庭への伴走型支援と経済的支援の一体的実施で、こども若者相談センターと保健センター、予防歯科センター、皆さんで推進されるということになっていますが、ここは何か役割分担みたいなものがございいますか。

(事務局)

こちらにつきましては、伴走型支援ということで、最初の母子手帳をもらうときなどは、保健センター、その後、面接をして、実際に相談を受けて、5万円の伴走型の給付が出るという制度があるのですが、母子手

帳については、保健センターで面接する際に受けるということです。最後、相談の部分につきまして、本市では、赤ちゃん訪問を、その相談に位置づけているということで、ここでも、今、目を通して母子保健と児童福祉との一定の一体化というか、その推進に一つ役立っていると思っております。こういったことも使いながら、そして、もう一つという、先ほど出ました子ども家庭センターなども併せて、よりよく両方の情報共有を図っていくという形を狙っているものでございます。以上です。

(委員)

ありがとうございます。今、ご説明いただいて、一体型支援の一体的の実施の件と、国で言うところの子ども家庭センターでの推進というところで、連携が進んで行くのだろうということをととても期待をしています。1点、子育て支援と言うと、多分、市の施策では、特別に課題があるとか、とても大変というところに、多分、手をかけておられるというところですが、子育て家庭においては、全てがグレーというか、一步間違えばが多くて、そのグレーの部分、グレーに行かないところまでの部分を、私ども、委託を受けている地域子育て支援拠点が担っているところは大きいかと考えています。この一体的な実証している伴走型支援の実施におきましても、全ての家庭という視点をやはり強く持っていただきたいというところがありまして、母子手帳をもらう時に、面接をして、そこでクリーニングをし、今までみたいな感じで、何か読替えみたいになるのは機会としてもったいないかと思っていて、8か月のときの面接ですかね。そんなところも国としては、どちらでもみたいな感じでは出ていますが、そこら辺のところ、特にすごく課題があるというわけではないけれども、妊娠中は何が不安か分からないけれども、出産後すぐの時期に不安を抱えるというケースは多いので、その8か月の辺りで、地域子育て支援拠点とつながりような何か仕組みがあると嬉しいと思っています。妊娠8か月は動きやすいときですので、例えば、うちでしたら、日曜日にパパひろばをやっていたり、プレイルームをしていたり、両親に揃って夫婦で足を運んでいただく、そして、国の施策でも、地域子育て支援の拠点の職員もその相談、面接の役割を果たせるとあったので、そこら辺で何か現場とも連携して、すべての家庭に手が届くというところを、次の段階で推進していただけたらと思いますし、私たちもそこら辺で役目を果たせたらという思いは持っておりますので、もしよろしければ計画の考えとして、ご検討いただければということをお願いしております。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございます。様々な角度からのご意見ありがとうございます。そうしましたら時間もございますので、次の第5章に移らせていただいてよろしいでしょうか。それでは、事務局、ご説明をお願いします。

(事務局)

第5章の説明をさせていただきます。第5章については、事業計画ということで、量の見込み、確保方策ということに記載しております。ここにつきましては、前回の審議会におきまして、教育保育の項目につきましては審議いただきましたので、今回はその続きからの審議をお願いいたします。

ページ数で言いますと、121ページからになります。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策です。この部分ですが、全体としては現行の計画と同じ内容で事業概要等を記載して、量の見込みの考え方については、事前修正という形で修正を加えたというのが基本的なつくりになります。ただ、その中で、新規の事業というものがございまして、そこをご覧くださいと思います。ページ数で言いますと、132ページ、最後の部分ですが、ここの⑩子育て世代訪問支援事業、⑪児童育成支援拠点事業、⑫親子関係形成支援事業、この三つにつきましては、令和4年の法改正によって新たに作られた事業となります。

で、前回の計画策定時にはなかったものになりますので、今回、新規という形で追加しています。中には、例えば、⑱親子関係形成支援事業などにつきましては、ペアレントトレーニングという形で実際に実施しているものもありますが、今回初めて計画へ掲載しておりますので、ご確認をお願いします。なお、ここの項目全般を通してなのですが、量の見込み等の算出で数値を算出していますが、一部調整中のものもございまして確定数値ではございませんので、大きく変わることはないのですが、今後、若干の修正を行う可能性がありますので、その点ご了承ください。では、ここの第5章において大きなウエイトを占めております、122ページの③放課後児童健全育成事業、いわゆる留守家庭児童育成クラブとなりますので、これについて少し説明させていただきます。

(事務局)

では、事務局から説明させていただきます。それでは、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）についてご説明いたします。122ページの量の見込みの考え方の部分です。こちらについては、昨年の中間見直し後の計画の推計と同じ方法にはなっているのですが、教育保育施設の利用希望者の5歳児、2号認定の5歳児となりますが、その5歳児と新1年生児の児童育成クラブへの申請者の割合に基づいて、一年生の量を見込んでおります。2年生以上については、2年生以上の継続率ですね。実績を基に、小学校ごとに量を見込んで算出しております。この考え方を基づき見込みました結果が、次ページ以降の量の見込みというもののなのですが、今回、この案を作らせていただいた後に、推計の基となる人口推計の部分にちょっと誤りがあることが判明しましたので、再度、精査、至急しているところですので、その後改めてさせていただいて、次回の会議で説明させていただければと思っておりますので、今回は表の説明は省略させていただきます。誠に申し訳ありません。

次に確保方策の考え方の部分でございます。一定で児童の出席率との関係から利用登録の割増としまして、クラブ施設に余裕がある場合は、施設基準を満たす範囲で増員して対応することとしております。2点目は、低学年が優先的に利用できるよう配慮しています。3点目は、既存の民間留守家庭児童育成クラブへの安定的な運営を支援して、児童の居場所を図る場を確保してまいります。4点目が、先ほどもご質問ありました、新規事業としての居場所づくり事業です。この部分で、今まで民間クラブを活用という方針もございましたが、昨年度、民間クラブの公募が建物の条件の部分で中止となった経緯がありまして、今年度、令和6年度も少し公募の方法も検討しながら、不動産業者などに聞き取りをしたりして進めているところではあったのですが、大きい課題としての、昨年度に引き続きテナントとしての物件の確保が難しい状況になっております。そういった場所の確保、もちろん人員の確保、対応とかについて、待機児童の解消もめざして、先ほどの新規事業等、学校施設を活用して放課後の安全安心な居場所を提供して、大人が見守りを行うなど、そういった居場所、放課後に児童が安全安心に過ごせる場所の確保を進めていく中で、進めていけたらと考えています。放課後児童健全育成事業等の部分についての説明は以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。そうしましたら、この量の見込みと提供体制の確保方策については、この利用者支援事業に始まる18事業について、今、資料を出していただいています。特に⑯番、⑰番、⑱番の新規事業については、現在、新たにそういう市町村の事業として降りてきたものだと思います。子育て世帯の訪問支援事業とかです。これに関して、まだ量の見込みも調整中のところもあるのですが、この3つの事業について、新規という形ですが、何かご意見をいただければと思います。また、ただ今、放課後児童健全育成事業について、詳細なご説明をいただいたわけなのですが、こちらもご意見いただけたらと思いますので、よろしく

お願いします。私から、この放課後児童健全育成事業については、1拠点40人という何かがありましたか。子どもの定員の設定というのが。事務局、40人でしたか。

(事務局)

事務局です。おおむね40人以内です。

(会長)

分かりました。だから、138人とか、180人とか、結構多いところがあるので、いくつかの拠点は考えていただかないといけないですし、また、出席率は8割ということなので、もう少し余裕がある範囲で増員していくということなのですが、その場合も一応、1拠点を40人で実質収まるように想定していただけるということですね。

(事務局)

事務局です。定員40名としているクラブについては、2割増の48人まで可能とさせていただくという形にしております。

(会長)

実質40人ぐらいに収まるような形で運営していただければということです。

(事務局)

そうです。

(会長)

いかがでしょうか。委員の先生方、他に何かご意見ございますか。お願いします。

(委員)

今のところちょっと離れるのですが、130ページのところの、例えば、上から7行目、量の見込みの考え方の中で、累乗根という言葉が出てくるのですが、すごく専門的で、一般的にちょっと理解がしにくいです。令和5年度の累乗根を適用しています、とここだけ難しい表現になっているので、ちょっと直してほしいというのと、133ページの上から3行目で、ちょっと意味が分からないのですが、真ん中あたりですが、保護者及びその児童に対し、抗議やグループワーク、抗議の抗の字が違うのではないかと。

(会長)

レクチャーの講義だと思います。

(委員)

ちょっと気になったので。

(会長)

ありがとうございます。この累乗根という表現をもう少し分かりやすい言葉でご説明していただきたいと

ということですが。他、何かございますか。

(委員)

すべてのところで該当する訳ではないのですが、量の見込みの考え方のほとんどが、令和2年度から6年度の平均を出して使っていますという書いてあると思うのですが、例えば、ショートステイとか、物理的に使用ができなくて、ニーズはあったのだけれども、実績だけを取り上げてその平均値を出しているのであれば、ニーズとはかけ離れた数字になるのかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

(会長)

いかがでしょうか。事務局、コメントございますか。

(事務局)

事務局です。ショートステイの話で言いますと、確かに実績として表れていない数値はあります。そういった場合は、別の方法で対応したことにはなります。この辺りの出し方は、ショートステイなので、近隣の他市の児童養護施設に受けていただくという性格の事業なので、量を見込んだときにその確保方策というものを、川西市として何か、ショートステイとしてはなかなかできない中で、できる限り調整できるように努めていく、日ごろからショートステイ先と連携とかも含めて円滑に受けていただけるようにできる限りのことをしていく、また、受けてもらえないときには、その代替として相談等で対応していくというようなことが実態にはなっておりますので、その辺りでどう表記するのかというのは、結果としてこういう形にしかならないのかもしれませんが、受け止めたいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。よろしくお願いします。

(委員)

すみません。ショートステイのお話でいくと、何か逆に言うと、人数ではなくて延べ日数でいいのかと思って、7人でも1日ずつが7人なのか、それが10日間7人だと70日分に値するのかなと思ったので、せっかくだったらこれが、あと、数字の意味も、実はこれぐらいだけ受け入れた期間増えたとか、受入れ時間増えた、みたいなほうが分かりやすいのかと思ったのですが、また参考程度お願いします。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

事務局です。ありがとうございます。そちらを一度検討したいと思います。ただ、これは国から一定の書き方のガイドラインみたいなものも示されておりますので、その範囲の中での記載ということにはなってきます。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。このショートステイもそうなのですが、確か平成2年の児童福祉法改正のときに、今後、将来の在宅サービスも、子どもの分野でどんどんと展開していくだろうという、そういう想定の下で、デイサービスとショートステイとホームヘルプというその3つのサービスを児童福祉法の中に書き込まれたのです。その中で特にショートステイは、児童福祉施設、児童養護施設あたりを想定しておられたのですが、なかなか地域によってはそういう資源があまりないところがあったりして、非常に使い勝手が良いくないというところもあったりもするのですが、ぜひ、場合によっては本当に大事なサービスになってきますので、より使い勝手が良くなるような方策もぜひ考えていただけたらと思います。もうほぼ時間に参ってるのですが、何か先生方、これを申しておきたいことはございますか。お願いします。

(委員)

130ページの病児保育事業について、今のショートステイと一緒になのですが、本当、現場の感覚だけですが、あまり使いやすい感じではないという声を聞いています。実態どうかはわからないのですが。ここの量の見込みと、位置的なものとか、何かそんなところで、もし調査ができるのであれば、そこら辺を現状把握していただいて、今後の計画に活かしていただけたらありがたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。お願いします。

(委員)

私も今の病児保育のところについてですが、私も何度か利用しようと思って、結構申込みをするのですが、すぐ受け入れてもらえることほぼなくて、やはり常にもういっぱいですと言われて使えないことが多いので、ちょっとここの数字に違和感があります。足りているみたいに見えるのがちょっとどうしてかというのが、詳しく分からないのですが、実際に使っている身としては、全然使えないことが多いので、ちょっと違和感があると思ってます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。この121ページの利用者支援事業ですか、これは寄り添い型で、特定型であろうと基本型であろうと、こういう子ども子育てのサービスを受けたいと思っている方に寄り添いながら、いろいろ相談支援しておられると思うので、この辺りの情報がもっと、どんな問題意識を持っているのかという辺りも非常に関心があったりしますが。すみません、もう予定の時刻になってしまったのですが、なかなか進行がまずくて申し訳ございませんでしたが、これで、第2回川西市子ども・若者未来会議会議を終えたいと思うのですが、皆様方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

時間がなくて申し訳ございません。それでは、本日の議事を終えたという形で事務局にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。とてもたくさんいろいろな意見をいただきましてありがとうございます。ほぼ全員の方にいろいろご意見をいただけたような形になりましたので、ぜひ事務局は、今日出てきた意見をまた反映していただきますようお願いしたいと思います。それでは事務局にお返しします。よろしくお願いします。

3. 閉会

(事務局)

委員の皆様、様々のご意見、誠にありがとうございました。次回の会議ですが、9月13日金曜日の14時を予定しておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。それでは、以上で、本日の令和6年度第2回川西市子ども・若者未来会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

(閉会)